

相続の基礎
～ 「相続」を学ぼう!! ～

有価証券で生前贈与②
NISA・ジュニアNISA



資料作成：東海東京ウェルス・コンサルティング(株)

NISA・ジュニアNISAとは



	NISA	ジュニアNISA
投資対象商品	上場株式、 公募株式投資信託等	上場株式、 公募株式投資信託等
譲渡益・配当等	非課税	非課税
非課税期間	最長5年間	最長5年間
対象者	20歳以上 	0～19歳 
年間投資限度額	120万円	80万円
払出し制限	なし	18歳になるまで払出し制限

※3月31日時点で18歳は1月1日以降、払出し可能

当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は平成29年4月時点の制度をもとに作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。具体的なご相談は税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

～各世代の悩み～



相続税が改正されて、
将来の相続税の負担が心配だなあ。。。



NISAの年間投資限度額**120万円**は少ないなあ。。。

大学入学までの事を考えると、
娘の**教育費**もそろそろ準備しないと。。。



NISAを活用したくても**資金不足**で。。。



⇒ **生前贈与、NISA・ジュニアNISAの活用により、各世代の悩みを解決！**

NISA・ジュニアNISAの実用例

祖父の財産を、子・孫に生前贈与し、NISA・ジュニアNISAで運用した場合の実用例



生前贈与

110万円 × 6人 × 5年間 = 3,300万円 ⇒

- ① 相続税負担の軽減効果
- ② 贈与税の基礎控除を活用

NISA・ジュニアNISA

{ (120万円 × 2人) + (80万円 × 4人) } × 5年間 = 2,800万円

⇒ ③ 非課税投資枠の有効活用

さらに・・・

贈与資金をNISA・ジュニアNISAで運用した時のポイント



将来の資産形成に役立つ

- ・ リスクはあるが、リターンが期待できる
- ・ 贈与資金による、長期資産形成の仕組みが作れる
- ・ 大学進学以降のまとまった資金需要の準備が可能



投資初心者も運用を始めやすい

- ・ 少額からの投資が可能
- ・ 長期投資・分散投資の効果で投資額を平準化できる
- ・ 上場株式は銘柄によって株主優待を受取ることが可能



【NISA口座・ジュニアNISA口座をご利用いただく上でのご留意事項】

- NISA口座は同一年において、1人1口座のみ開設できます。(NISA口座は、金融機関を変更した場合を除きます)
 - NISA口座は、1年単位で金融機関の変更および廃止後の再開設が可能です。但し、既にNISA口座で上場株式等を取得している年分については、同年中の金融機関の変更および廃止後の再開設はできません。なお、金融機関の変更手続きを行った場合には、複数の金融機関にNISA口座が存在することとなりますが、その場合であっても各年においてNISA口座での買付けは1つのNISA口座でしか行うことができません。また、NISA口座で保有している上場株式等を他の金融機関のNISA口座へ移管することはできません。
 - ジュニアNISA口座は、1人1口座のみ開設できます。なお、ジュニアNISA口座は金融機関の変更はできません。(廃止後の再開設は可能です。)
 - 当社のNISA口座・ジュニアNISA口座でご利用いただける有価証券は「国内上場株式、国内ETF、J-REIT、国内ETN、国内公募株式投資信託」となります。当社では外国株式、外国株式投資信託、転換社債型新株予約権付社債(CB)は取扱いの対象外とさせていただきます。NISA口座・ジュニアNISA口座で取扱える商品は金融機関によって異なる場合がありますので、口座開設の際は十分ご確認ください。
 - NISA口座・ジュニアNISA口座では年間の非課税枠まで買付を行うことができますが、一度売却するとその非課税投資枠の再利用はできません。なお、分配金が再投資される株式投資信託の場合、その再投資分は非課税枠が利用されます。また、株式投資信託のスイッチングについては有価証券の売買として取扱われます。
 - NISA口座・ジュニアNISA口座の年間非課税枠を上限まで利用しなかった場合、その未使用分の残額は翌年以降に繰越すことはできません。
 - NISA口座・ジュニアNISA口座(課税ジュニアNISA口座を除きます)の譲渡損失は、税務上なかったものとみなされるため、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式や株式投資信託等の売却益や配当等との損益通算はできません。また、譲渡損失の繰越控除も認められません。
 - 公募株式投資信託の分配金のうち元本払戻額(特別分配金)は、NISA口座・ジュニアNISA口座での保有であるかどうかに関わらず非課税であるため制度上のメリットを享受できません。
 - NISA口座・ジュニアNISA口座で保有する上場株式等(ETF、REITを含む)の配当金等を非課税で受け取るためには、「株式数比例配分方式」をお申込みいただき、証券会社経由で配当金等を受け取る必要があります。「株式数比例配分方式」を選択されない場合は、売却益は非課税となりますが、配当金等は課税扱いとなりますのでご注意ください。
 - ジュニアNISA口座は3月31日において18歳である年の前年12月31日まで残高は運用益を含め、原則、払出しできません。制限期間中に払出しを行う場合は、過去の利益に対して課税され、ジュニアNISA口座を廃止することになります。
- ※ 災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しが可能です。但し、この場合もジュニアNISA口座を廃止することになります。
- ジュニアNISA口座では、原則、口座開設者ご本人の親権者等(法定代理人)または親権者等の委任を受けた二親等以内の方が代理して運用・管理を行うこととなります。
 - ジュニアNISA口座へ拠出される資金は、口座開設者本人の資金に限定されます。親族等から贈与された資金である場合でも、贈与後の資金は口座開設者本人に帰属するものであり、贈与された親族等に帰属するものではありません。なお、口座開設者本人に帰属する資金以外の資金により投資が行われた場合には、所得税・贈与税等の課税上の問題が生じる可能性があります。
 - ジュニアNISA口座内の資産は口座開設者本人に帰属します、払出しは口座開設者または親権者等の法定代理人に限り行うことができます。また、払出した資金については口座開設者本人に帰属しますので、口座開設者本人以外の方が消費した場合にはその事実関係に基づき、贈与税等の課税上の問題が生じる可能性があります。

当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は平成29年4月時点の制度をもとに作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。具体的なご相談は税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

【 当資料の利用に関する注意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）（以下「弊社」）が作成し、弊社の許諾を受けた証券会社等から直接提供する形でのみ配布いたしております。提供されたお客様限りでご利用ください。

当資料は、一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。また、当資料の内容は作成日におけるものであり、予告なく変わる場合があります。当資料の一切の権利は弊社に帰属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようお願いいたします。

【 金融商品取引法に基づく留意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券株式会社が許諾を受けて提供いたしております。金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

【 東海東京証券の概要 】

商 号 等 : 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加 入 協 会 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会